

～我が社の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率 30%以上、平均 1 か月以上
女性の育児休業取得率 50%以上

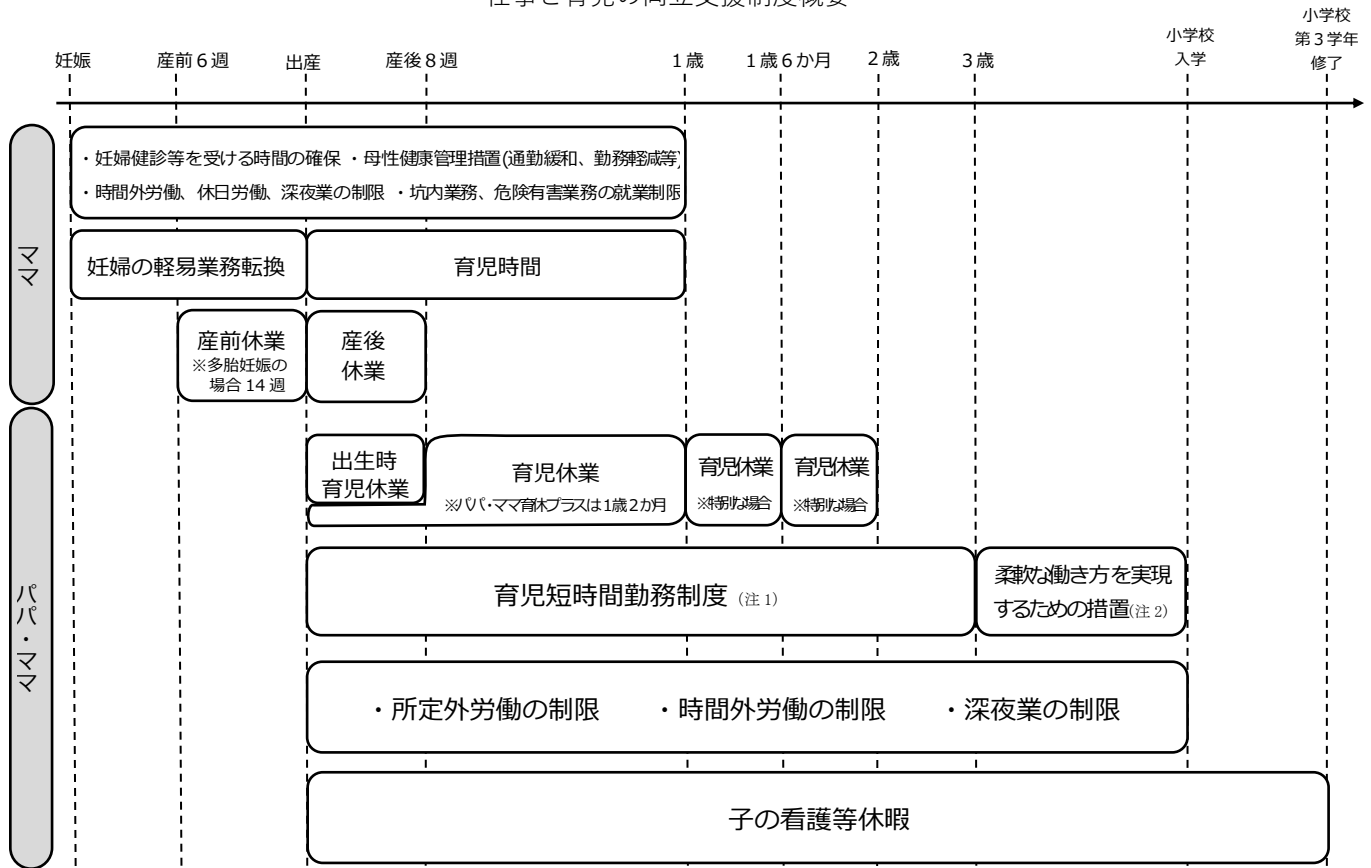
育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのために、

- 全労働者に対し年に 1 回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施します！
- 仕事と育児の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



育児休業等に関する相談窓口、制度利用の申し込み先

総務部

担当：安達直哉

メールアドレス: chakonaoya@i.softbank.jp

(注 1) 労使協定により、短時間勤務制度を講ずることが困難な業務に従事する労働者を適用除外としている場合、代替措置 (①育児休業に準ずる制度、②始業時刻変更等の措置、③テレワーク等の措置のいずれか) を講じてください。

(注 2) 事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、(1) フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、(2) テレワーク等の措置、(3) 短時間勤務制度、(4) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇 (養育両立支援休暇) の付与、(5) 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から 2 つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。選択して講じた措置について記載してください。